

学長選考に関する「問い合わせ」欄からのご質問について

2019年12月から1月にかけて、学長選考に関するご質問が複数ありました。主なご質問について、まとめてお答えいたします。

● 次期学長選はいつですか？

「国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規定」では、任期満了（2021年3月）のおおむね2ヶ月前となっています。したがって、2021年1月までに決定されることになります。

● 前回更新時はなぜ選挙ではなかったのですか？

任期についての規定は以前から変わっておらず、新任の場合は4年、再任の場合は2年、再任は1回のみです。選考の手順は選考会議が別に定めることとなっています。従来、任期満了時には、新任、再任にかかわらず意向投票が実施されましたが、現学長の再任時に規則が変更され、現学長が再任の意思を示した場合には、学長選考会議での審議のみにより決定されることとなりました。

選考の手順に関する規則は数年前までは学内向けWebページにて公開されていましたが、現在は掲載されていません。当然、公開されてしかるべきものですので、関係部局に要望したいと考えています。学域長は学長選考会議のメンバーですので、会議が開かれれば教授会等で報告されるかと思いますので、教授会等を通じて質問することもできるでしょう。

● 学長は誰が決めるのですか？

国立大学法人法に規定されています。学長選考会議が選考し、文部科学大臣が任命することになっています。

選考会議は、「国立大学法人山梨大学長選考会議規程」により、評議会選出委員（「学内委員」）6名と経営協議会選出委員（学外委員6名）で構成されており、その会議が決定権を持っています。同規程には、必要な調査、資料収集等を行うための学長選考調査委員会をおくことになっており、その委員会が従来は意向投票の実施や手順を決めていました。今回の選考においてどのような「調査」を行うかは選考会議及び調査委員会が決めることとなります。

● 次回の学長選は、選挙になるのですか？

学長選考会議により今年の前半のうちに日程が決められるでしょう。

● 県立大学との法人理事長は、学長が変わるとどうなりますか？

現在までに公開されている規則や議事録には何も書かれていません。

組合としては、大学の良好な運営のためには、当然、構成員の意向を踏まえた選考が行われるべきと考えますので、まずは選考手順やその決定方法について公開するよう学内委員や関係部局等に要望していくつもりです。また、意向投票の実施及びその結果の尊重を、都度、要望してまいります。

(2020/01/19 文責：2019年度執行委員長 豊木博泰)